

江東区高齢者食事サービス事業委託仕様書

1 件名

江東区高齢者食事サービス事業委託

2 目的

身体的機能の低下等により、調理や買物等が困難な65歳以上の高齢者に定期的に食事の配達をすることにより、高齢者の食生活の向上を図るとともに、安否確認を行い、高齢者が居宅において安心して健やかな生活が送れるよう支援することを目的とする。

3 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※受託事業者の営業上の都合により配達できない日を除く。

4 業務内容

(1) 実施内容

昼食又は夕食を調理し、高齢者宅まで配食するとともに安否確認を行う。

(2) 配食回数

利用者一人あたり1日1食(週7食)を上限とする。

(3) 配食の種類

常温普通食もしくは食事療法用食(糖尿病食、腎臓病食等)

※配食の種類にかかわらず、1食あたりの委託料は同一とする。

(4) 献立及び食事内容

ア 献立表の作成

配食に係る献立表は、受託事業者が事前に作成の上、区へ提出する。また献立表は事前に利用者へ配布を行う。献立の作成は管理栄養士又は栄養士が行い、献立には献立名・材料・栄養素を記載する。

イ 食事内容

- ・食事内容は、栄養バランスに充分配慮し、高齢者の嗜好に合うなど、利用者の健康に配慮したものであること。
- ・「日本人の食事摂取基準（2020年版）」の75歳以上（身体活動レベルⅠ）に基づいた献立作成に努めること。
- ・ご飯は、普通又はおかゆの対応ができること。おかずは、普通又は刻み食の対応ができること。

(5) 受渡し時間

昼食については午前10時00分～午後13時00分

夕食については午後3時00分～午後6時30分

※ただし利用者のやむを得ない理由により、この時間内に受け取れない場合は、利用者と受託事業者との協議により、時間外に配達できることとする。

(6) 受渡し方法

食事の受渡し方法は原則手渡しとし、手渡しできない場合は持ち帰る。ただし、事前連絡のあった不在時等の場合は、あらかじめ利用者と共に決めた方法にて受け渡す。その場合、食中毒等事故のないよう万全を期すこと。

(7) 利用者負担金について

ア 利用者負担金

利用者負担金は、配食1食の定価から区委託料を引いた額以下とする。受託事業者は、利用者負担金を利用者より直接徴収するものとする。利用者負担金債権は受託者が有し、徴収にかかる一切の手続きを受託者が行う。

イ 利用者負担金の支払い

利用者負担金は、利用者口座からの引き落とし、利用者による銀行振り込み又は現金払いとする。

(8) 事前確認

受託事業者はサービスを円滑に実施するため、利用者に対し事前に次の事項について確認を行う。

①サービス内容（配食の時間・曜日、休業日、配食の種類、配食消費

期限等)

- ②料金（支払金額、支払方法等）の説明
- ③食事の受渡し方法（原則手渡し）
- ④配食の停止・再開等の連絡方法
- ⑤緊急連絡先の確認及び事故発生等の緊急時の対応

(9) 配食の開始

サービスの開始日は、区がサービス決定の連絡をしてから原則1週間以内とする。開始日は速やかに区へ報告すること。

(10) 配食の内容変更について

利用者から配食の内容変更（曜日変更、食数減、種類変更）の連絡があった場合、毎月の報告書で区に報告すること。

(11) 配食の停止、再開、廃止について

受託事業者は、利用日の前日（前日が休日の場合は、休日の始まる日の前日）15時までに利用者から配食の停止を求められた場合は、当該配食業務を行わない。また利用者から配食の停止や再開、廃止の連絡があった場合、毎月の報告書で区に報告すること。

(12) 食数増加・業者変更について

利用者が区に変更届を提出することで食数増加・業者変更の手続きが完了するため、受託事業者は利用者からの電話受付はしないものとする。食数増加・業者変更の変更日については以下の点に留意すること。

ア 食数増加

食数増加の変更後配食日は、区が変更決定の連絡をしてから原則1週間以内とする。変更日は速やかに区へ報告すること。

イ 業者変更

業者変更日は、区が変更決定の連絡をした月の翌月1日以降の変更とする。変更日は速やかに区へ報告すること。

(13) 安否確認について

受託事業者は配食時に利用者の安否が確認できない場合、緊急連絡先に連絡する。緊急連絡先に繋がらない場合、担当の長寿サポートセンターに連絡する。利用者とのコミュニケーションを取る中で、異常等を発見した場合は、直ちに関係機関（消防署、長寿サポートセンター等）に連

絡する。

(14) 毎月の報告について（翌月10日まで）

受託事業者は、毎月業務完了後、以下の書類を作成し区へ報告する。

ア 安否確認報告書

配食時に緊急連絡先に連絡した案件があった場合、指定の様式にて区へ報告する。

イ 変更報告書

停止・再開・廃止・曜日変更・食数減・種類変更についての連絡が利用者等からあった場合、指定の様式にて区へ報告する。

※停止とは、入院や本人都合等で、再開を前提とする一時的な停止とする。

※廃止とは、施設入所や長期入院、本人辞退により再開を前提としない状態をいう。（廃止者からは電話受付による再開は不可）

※曜日変更とは、食数は変わらず、曜日だけ変更をする。

ウ 長期停止者報告書

1年以上配食実績のない利用者がある場合、指定の様式にて区へ報告する。

5 業務上の注意

(1) 衛生管理

食品衛生法等の関係法令や保健所等の監督官庁の指導を遵守し、集団給食としての衛生管理を徹底し、食中毒の防止に万全を期す。また、配達された食事の保存方法や消費期限については、毎回配達時に利用者へ説明する。

(2) 配送体制の確保

予期せぬ事故が発生した場合、配達への影響を最小限に留めることができるよう、利用者へのサービスの代替方法等を用意しておく。

(3) 個人情報の管理

個人情報の保管・管理徹底及び漏えい事案が発生した際の安全管理措置が取れるようにしておく。受託事業者はあらかじめ「個人情報管理（安全管理含む）マニュアル」を作成し、区へ提出する。

(4) 震災等における緊急時について

ア 緊急時の備え

食材及び衛生備品等を予め備え、流通可能な体制を築いておくものとする。また、ガソリン等、配食時に必要な燃料を確保できる手段、人員及び設備等の配食手段を予め備えておくものとする。

イ 緊急時の対応

震災等によって配食が困難な場合、区へただちに連絡する。区と連絡調整の上、ライフライン等が復旧し、配食の継続が可能になり次第速やかに配食を開始する。ライフライン復旧後においても配食開始が困難な場合は、受託事業者が他の事業所に利用者を振り分ける。

ウ 緊急時対応マニュアルの提出

受託事業者はあらかじめ「緊急時対応マニュアル」を作成し、区へ提出する。

6 請求及び支払い等

請求及び支払いについて

委託料は、1食あたりの単価契約とし、実績に応じて月ごとに支払うものとする。受託事業者は、毎月業務終了後速やかに当該月の実績報告書（完了届）、配食利用状況表（個人別利用食数）を区へ提出する。区の検査合格後、委託料を区に請求するものとする。

7 その他

(1) 守秘義務について

当事業で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報保護について、別紙個人情報の取扱いに関する特記条項に規定する各条項を遵守すること。

(2) 破産手続申し立て時・業務縮小時の対応について

本契約中に破産手続きの申し立てや業務縮小を行う場合、既存利用者への配食に滞りが生じないようにすること。

その際、受託事業者は本契約を締結している他委託事業者へ利用者への振り分け等の対応を行い、影響を最小限に留めること。

(3) 協議について

事業の実施にあたって不明な点が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

8 担 当

江東区役所介護保険課在宅支援係 電話：03-3647-4319